



京セラドキュメントソリューションズ  
サプライチェーン CSR 推進ガイドブック

第2版

【CSR 項目の解説】

2016年9月

京セラドキュメントソリューションズ株式会社

## はじめに

近年、世界的に「企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)」に対する関心が高まっております。「CSRとは、一般的に、法令遵守、消費者保護、環境保護、労働、人権尊重、地域貢献など純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組」(経済産業省)と解されています。言い換えれば、「私企業といえども社会的な存在であり、倫理観に基づく経営体制のもと、企業を取り巻くステークホルダーに十分配慮した事業運営を行う責任がある」という考え方です。

また昨今、強制労働や人権侵害などが背景となっている紛争鉱物(コンフリクトミネラルズ)の問題や、災害発生時の速やかな事業復旧・継続に関するBCP策定など、サプライチェーン全体で取り組まなければならない問題が多く出ております。

これまで、弊社は法令遵守・環境保全などCSRに関する体制作りと各種施策を実施してまいりましたが、今後、お取引先様のご協力をいただき、その活動を更に推進していきたいと考えております。開発―生産―販売―サービス等からなる一連の事業プロセスに参画するすべての企業が協力して社会の要請に応じてこそ、サプライチェーン全体の相互繁栄が実現できるものとするからです。

貴社におかれましては、本ガイドラインをご理解いただくとともに、積極的なCSR活動を推進していただきますようお願い申し上げます。なお、本活動にご賛同いただけない場合は、お取引について再考せざるを得ない旨ご承知おきください。

## 購買基本方針

1. 購買部門は、公明正大を旨とし「自利利他」の精神と、信頼関係に基づくお取引先様とのパートナーシップの構築・発展に努めます。
2. 購買活動において、各国の法令を遵守すると共に、地球環境保全・資源保護などの社会的責任を果たしていきます。
3. 国内外すべての企業に、公平な機会を設け、公正な評価基準のもとに購買活動を行います。
4. 満足いただける商品を提供するための品質と価格の追求、安定供給の確保について、お取引先様と共に努力をし続けます。

## 京セラグループの CSR

京セラは、創業当初より、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」を経営理念に掲げ、人間として何が正しいかを判断基準とする「京セラフィロソフィ」をベースに経営を行っており、京セラグループの CSR 活動の根幹となっています。「京セラフィロソフィ」の実践を通して、CSR 課題の解決に取り組み、ステークホルダーとの相互信頼の構築、京セラグループの持続的な発展をはかるとともに、社会の健全な発展に貢献していきたいと考えています。



## サプライチェーン CSR 推進ガイドブック(CSR 項目解説)目次

I 人権・労働	1
1. 強制的な労働の禁止	
2. 非人道的な扱いの禁止	
3. 児童労働の禁止	
4. 差別の禁止	
5. 適切な賃金	
6. 労働時間	
7. 従業員の団結権	
II 安全衛生	4
1. 機械装置の安全対策	
2. 職場の安全	
3. 職場の衛生	
4. 労働災害・労働疾病	
5. 緊急時の対応	
6. 身体的負荷のかかる作業への配慮	
7. 施設の安全衛生	
8. 従業員の健康管理	
III 環境	7
1. 環境マネジメントシステム	
2. 製品に含有する化学物質の管理	
3. 製造工程で用いる化学物質の管理	
4. 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)	
5. 環境許可証／行政認可	
6. 資源・エネルギーの有効活用(3R)	
7. 温室効果ガスの排出量削減	
8. 廃棄物削減	
9. 環境保全への取組み状況の開示	
10. 生物多様性に配慮した操業管理	
11. 生物多様性に配慮した原材料調達	
12. 生物多様性に配慮した原材料および製品の輸送	
13. 生物多様性に配慮した敷地管理	
14. 水の効率的な利用	

IV 公正取引・倫理	14
1. 汚職・賄賂などの禁止	
2. 優越的地位の濫用の禁止	
3. 不適切な利益供与および受領の禁止	
4. 競争制限的行為の禁止	
5. 正確な製品・サービス情報の提供	
6. 知的財産の尊重	
7. 適切な輸出管理	
8. 情報公開	
9. 不正行為の予防・早期発見	
10. 紛争鉱物への対応	
V 品質・安全性	19
1. 品質マネジメントシステム	
2. 製品安全性の確保	
VI 情報セキュリティ	20
1. コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御	
2. 個人情報の漏洩防止	
3. 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止	
VII BCP(事業継続計画)	22
1. BCP への取り組み	
VIII 社会貢献	23
1. 社会・地域への貢献	
IX 貴社のお取引様への展開	24
1. CSR調達のサプライチェーン全体への展開	

# I 人権・労働

## (I-1) 強制的な労働の禁止

**すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない**

強制的な労働とは、自らの意思によらないすべての労働のことである。

強制的（あるいは強制的な労働）とは、例えば、次のようなものを指す。

本人の意思に反して就労させる強制労働、借金等の返済のために離職の自由が制限される債務労働、人身売買の結果として行われる奴隷労働。また囚人であれども過酷な環境における非人道的な囚人労働。

自由な離職の権利がないことや、身分証明書・パスポート・労働許可証の雇用者への預託を義務付ける行為も強制的な労働の一種である。

世界の主な条例、法律：・強制労働に関する条約(第 29 号)など

日本の主な関係法令： 刑法(暴行、脅迫、監禁)、労働基準法など

## (I-2) 非人道的な扱いの禁止

**従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント(嫌がらせ)をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する**

非人道的扱いとは、虐待、体罰、セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（暴言による嫌がらせや威圧的行為）などを指す。

日本の主な関係法令： 刑法(暴行、脅迫、監禁)、労働基準法、男女雇用機会均等法など

### ( I - 3 ) 児童労働の禁止

**最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせない**

児童労働とは、一般論として ILO（国際労働機関）の条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指す。例えば、日本国内においては、15 歳未満の者を雇用することや、若年労働者保護のための法令に違反することも、禁止されている児童労働にあたる。健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業から若年労働者を保護する法規制の例として、夜間労働や危険作業などの制限が挙げられる。海外においても、所在国の法令で定められた最低就業年齢に満たない者の雇用や保護義務違反は児童労働にあたる。

また、法令の定めのない国では、ILO の最低年齢条約・勧告に反する行為は児童労働にあたる。（最低就業年齢の原則は 15 歳：ILO 条約第 138 号）

世界の主な条例、法律：・就業が認められるための最低年齢に関する条約（第 138 号）  
・最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第 182 号）など

日本の主な関係法令： 刑法、労働基準法など

### ( I - 4 ) 差別の禁止

**求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める**

差別とは、本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講などの機会や処遇に差を設けることをいう。

差別の要素としては、例えば、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的志向、障害の有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無などがある。

また、健康診断や妊娠検査が機会均等または処遇における公平を損なう場合には差別的行為とみなされる。

世界の主な条例、法律：・人種差別撤廃条約など

日本の主な関係法令： 労働基準法、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法など

## ( I - 5)適切な賃金

**従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない**

最低賃金とは、所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金をいう。本項目では、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当の支払も含む。不当な賃金減額とは、労働関連法令等に違反する賃金減額を指す。

世界の主な条例、法律：・同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第 100 号)など

日本の主な関係法令：労働基準法、最低賃金法など

## ( I - 6)労働時間

**法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する**

適切な管理とは、次のような行為を指す。

- ・年間所定労働日数が法定限度を超えないこと
- ・超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間（緊急時、非常時を除く）が法定限度を超えないこと
- ・1週間に最低1日の休日を与えること
- ・法令に定められた年次有給休暇を与えること。

日本の主な関係法令：労働基準法、パートタイム労働法など

## ( I - 7)従業員の団結権

**労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する**

従業員の団結権の尊重とは、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、法令に従い労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会などに加わる自由などに配慮することを指す。

世界の主な条例、法律：・結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第 87 号)など

日本の主な関係法令：労働組合法、労働関係調整法など



## Ⅱ 安全衛生

### (Ⅱ－1)機械装置の安全対策

#### 自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じる

適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理をさし、例えば次のようなものをいう。

フェイルセーフ(\*1)、フールプルーフ(\*2)、インターロック(\*3)などと呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁等の設置、機械装置の定期的な検査とメンテナンスの実施

日本の主な関係法令：労働安全衛生法、製造物責任法(PL法)など

\*1フェイルセーフ:装置、システム等において、故障や操作ミス、設計上の不具合などの障害が発生することをあらかじめ想定し、起きた際の被害を最小限にとどめるよう、誤操作、誤動作による障害が発生した場合、常に安全側に制御するための安全機構の一種

\*2フールプルーフ:装置、システム等の使用において、よく分かっていない人が使用する場合、あるいは、作業手順を間違えた場合も、危険にさらされないように、設計の段階で安全対策を実施し、安全を確保しておくこと

\*3インターロック:複数の動作プロセスをもつシステムにおいて、プロセス相互間の動作を調整し、あるプロセスが適正(安全)な状態にある場合にのみ他のプロセスの動作を可能にするよう制御する機構のこと

### (Ⅱ－2)職場の安全

#### 職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する

職場の安全に対するリスクとは、電気その他のエネルギー、火気、乗物、滑り・つまずき易い床面、落下物などの、就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスクを指す。

適切な設計や技術・管理手段とは、例えば、センサによる危険個所の監視、機械や装置に供給される動力源を施錠することによる遮断(ロックアウト)、動力源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置(タグアウト)、保護メガネ・安全帽・手袋などの保護具の提供などが挙げられる。

日本の主な関係法令：労働安全衛生法、消防法、毒劇法など

### (Ⅱ-3) 職場の衛生

**職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、また適切な対策を講じる**

人体に有害な化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵などや、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベストなど）などが挙げられる。また、騒音や悪臭なども著しい場合には人体に有害なものとして本項の要素である。適切な対策とは、例えば、これらへの直接的接触機会の特定や査定、管理基準の制定及び運用、従業員への適切な教育や保護用品の提供などのことを指す。

日本の主な関係法令：労働安全衛生法、作業環境測定法、じん肺法など

### (Ⅱ-4) 労働災害・労働疾病

**労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じる**

適切な対策とは、従業員による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正対策の実行、従業員の職場復帰の促進などを可能にする制度や施策のことを指す。（労災保険への加入なども含む）

また、法令の定めに応じて、行政に対する必要な手続きを行うことも含まれる。

日本の主な関係法令：労働安全衛生法、労働災害補償保険法、健康増進法など

### (Ⅱ-5) 緊急時の対応

**生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する**

緊急時の対応策とは、例えば、緊急時の報告、従業員への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、緊急医療品の備蓄、火災探知システムの設置、火気抑制設備の設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備などを指す。

職場内への周知徹底方法として、従業員への緊急対応教育（避難訓練を含む）を実施することや、緊急時の対応手順書などを職場内で容易に手の届く場所に保管あるいは掲示することが挙げられる。

日本の主な関係法令：労働安全衛生法、消防法、毒劇法、災害対策基本法など

## (Ⅱ－6)身体的負荷のかかる作業への配慮

### 身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する

身体的に負荷のかかる作業には、手動での重量物運搬作業などの重労働のほかにも、組み立てやデータ入力などの長時間にわたる反復作業や連続作業などが含まれる。

適切な管理とは、定期的な小休止、作業補助具の提供、複数作業員での分担や協力などが挙げられる。

日本の主な関係法令：労働安全衛生法など

## (Ⅱ－7)施設の安全衛生

### 従業員の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレなど)の安全衛生を適切に確保する

従業員の生活のために提供される施設とは、職場で従業員に提供される施設(トイレ、水飲み場、ロッカールーム、食堂など)、職場外で従業員に提供される施設(寮など)のことを指す。

安全衛生の確保の例として、清潔・衛生が保たれるとともに、安全な飲料水、火災対策、換気、温度管理、緊急避難路(出口)、個人所持品の安全な保管などの対策が挙げられる。

日本の主な関係法令：労働安全衛生法、建築基準法、消防法、建築物衛生法(ビル管理法)など

## (Ⅱ－8)従業員の健康管理

### 全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う

適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断などを実施し従業員の疾病の予防と早期発見を図ることを指す。あわせて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスなどのケアについても十分に配慮していく必要がある。

日本の主な関係法令：労働安全衛生法、労働基準法、健康増進法など

## Ⅲ 環 境

### (Ⅲ－1)環境マネジメントシステム

#### 環境マネジメントシステムを構築し、また運用する

環境マネジメントシステムとは、環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで環境活動とは、環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、環境保全に対して、いわゆる PDCA(\*4)サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。代表的な環境マネジメントシステムとしては、ISO(\*5)14001 などが挙げられ、第三者認証を受けることができる。

#### 主な環境マネジメントシステム

- ・ JIS Q 14001(ISO の発行をうけ日本国内規格化された日本工業規格)
- ・ Eco-management and Audit Scheme(EU の環境管理監査制度、EMAS)
- ・ エコアクション21(財団法人 地球環境戦略研究機関)
- ・ KES、環境マネジメントシステム スタンドアード
- ・ エコステージ
- ・ 環境自治体スタンダード(LAS-E)

\*4 PDCA:Plan(計画), Do(実施), Check(点検), Act(処置)の略。綿密に業務計画を立て、その通りに(軌道修正しながら)実践し、結果を評価し、改善し、次につなげるというサイクルを指し、品質や業務改善のマネジメント手法として用いられる。

\*5 ISO :International Organization for Standardization(国際標準化機構)

### (Ⅲ－2)製品に含有する化学物質の管理

#### すべての製品に対して、法令や「化学物質管理基準」等で指定された化学物質を管理する

製品に対する化学物質の管理とは、法令や「化学物質管理基準」等で含有禁止に指定された化学物質を製品に含有してはならないことに加え、必要とされる表示義務を遵守することや必要とされる試験評価を行うこと等をいう。

日本の主な関係法令 :労働安全衛生法、化審法、化管法など

欧州の主な関係法令 :EU RoHS 指令、EU REACH 規則、EU 有害物質規制など

米国の主な関係法令 :米国 水銀規制、米国 有害物質規制法、Ca 州 プロポジション 65 など

アジア・オセアニアの主な関係法令 :(中国)中国版 RoHS など、(韓国)有害化学物質管理法など

### (Ⅲ－3) 製造工程で用いる化学物質の管理

#### 製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理する

製造工程における化学物質の管理とは、製品に含有されてはならない化学物質を管理することはもとより、外部環境に排出される化学物質についても排出量の把握、行政への報告などを行い、当該物質の排出量の削減に努めることをいう。

日本の主な関係法令：労働安全衛生法、毒劇法、化審法、化管法、PRTR法など

### (Ⅲ－4) 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)

#### 排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善をする

自主規準とは、法令等に定められた水準以上の環境負荷削減のための目標を持つことである。公害の発生を予防することはもとより、さらなる改善のための活動として、例えば、排水・汚泥・排気などの監視方法、制御方法、処置方法の改善や、それらの流出量の削減などが挙げられる。

日本の主な関係法令：大気汚染防止法、水質汚濁防止法、浄化槽法など

### (Ⅲ－5) 環境許可証／行政認可

#### 所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出する

日本国内の場合、法令等で定められた、一定の資格を取得した管理者の設置義務として、廃掃法／特別管理産業廃棄物管理責任者、省エネ法／一定レベル以上のエネルギーを使用する工場におけるエネルギー管理士、大気汚染防止法等／化学物質、粉塵、煤塵を排出する工場における公害防止管理者などが挙げられる。また事業に用いる化学物質により、毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理などの責任者を設置する義務がある。

事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許認可が必要な場合がある。

### (Ⅲ－6)資源・エネルギーの有効活用(3R)

**省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る**

省資源とは、資源の有効活用を図ることをいう。そのための手段として製品への材料使用量および廃棄物の削減、ならびに再生資源および再生部品の利用を促進すること等がある。

省エネルギーとは、熱や電力エネルギーの使用の合理化を図ることをいう。エネルギーの節約をすることで石油、天然ガス、石炭、コークスなどの燃料資源を有効に利用することができる。

3Rとは Reduce（削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源）を指す。

日本の主な関係法令：(省資源)資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法など  
(省エネ)省エネ法、温対法など

欧州の主な関係法令：EU 電池指令、EU 包装指令など

米国の主な関係法令：米国 包装材重金属規制、Ca 州プラスチック包装容器規則など

アジア・オセアニアの主な関係法令：(台湾)台湾電池規則など

### (Ⅲ－7)温室効果ガスの排出量削減

**温室効果ガスの排出量削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る**

温室効果ガスには様々なものがあるが、特に京都議定書で定められた二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC(\*6)、PFC(\*7)、SF6(\*8)の6種類の物質群を指す。継続的削減活動として、これら6種類の温室効果ガスに対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられる。

日本の主な関係法令：省エネ法、温対法、フロン回収破壊法など

\*6 HFC: ハイドロフルオロカーボン(代替フロンガスの一種)

\*7 PFC: パーフルオロカーボン(代替フロンガスの一種)

\*8 SF6: 六フッ化硫黄

### (Ⅲ－8) 廃棄物削減

#### 廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る

廃棄物とは、事業所等から外部へ排出される価値のない不要物を指す。継続的削減活動として、廃棄物の排出量や埋め立てまたは焼却が必要な廃棄物に対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられる。

日本の主な関係法令：廃棄物処理法など

### (Ⅲ－9) 環境保全への取組み状況の開示

#### 環境活動の成果について、必要に応じ開示する

環境活動の成果とは、環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等を指し、事業所が引き起こした環境に有害な結果も含まれる。

成果を定期的に取りまとめるために、環境保全活動を行う組織と責任者をおき、環境保全活動の管理指標、目標の達成度、その他環境関連の重要事項について、継続的に記録をとる。

開示の方法として、環境報告書の公開および利害関係者への必要に応じた報告等がある。

日本の主な関係法令：環境配慮促進法など

### (Ⅲ－10) 生物多様性に配慮した操業管理

#### 事業活動において、生物多様性への直接的な影響を少なくするように配慮する

取水、排水、排気、廃棄物、騒音、振動、光など、操業に伴い生態系に直接的な影響を与える事項については、人の健康だけではなく、生物に対する影響に配慮し、環境マネジメントシステムに組み込むなどして適切に管理する。可能であれば、自主基準を設定して管理する。

### (Ⅲ－11) 生物多様性に配慮した原材料調達

#### 生物多様性に配慮した原材料の調達につとめる

生物多様性に配慮した原材料とは、生物の生息地である森林や水辺（湿地、湖沼、河川などの自然生態系）を破壊したり、天然の生物資源を過剰に収穫することがないやり方で生産された原材料のことをいう。このような原材料を使用するためには、生産地にまで遡ってトレーサビリティを確保し、生産地において生態系に適切な配慮がされていることを確認する必要がある。第三者認証制度（\*）が整備されている原材料であれば、適切な認証制度を利用する方法も検討する。

\* 原材料の生産の過程で生物多様性が破壊されていないことを認証する制度。代表的なものには、紙／木材についての FSC (Forest Stewardship Council) 認証などがある。

### (Ⅲ－12) 生物多様性に配慮した原材料および製品の輸送

#### 輸送に伴って、外来種を輸送、拡散することがないようにする

外来種とは、もともとその地域に生息しない生物で、人為的に外部から持ち込まれたものをいう。その中で、特に地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、侵略的外来種という。原材料や製品の輸送時にパレットやバラスト水（\*）、コンテナ、トラックの荷台、タイヤなどに侵略的外来種が付着もしくは混入することで、このような侵略的外来種を拡散させることがないように適切に対処する必要がある。

国内では、外来生物法で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生物を「特定外来生物」と定め、その飼育、運搬、輸入などを規制している。

\* バラスト水：船舶の重しとして用いられる水のこと。無積載で出港するときに海からタンクに積み込み、荷物を積載する港で海に排出する。

日本の主な関係法令：外来生物法など



### (Ⅲ－13) 生物多様性に配慮した敷地管理

#### 周辺地域の生物多様性の保全に貢献するように、敷地内の緑地を整備する

日本国内では、「生物多様性地域連携促進法」(通称、里地里山法)が施行され、地域の行政、企業、専門家、住民など、地域の様々なステークホルダーが連携してその地域の生物多様性を保全することを奨励するなど、地域レベルで生物多様性を回復・保全する取組みが進んでいる。また、独自の生物多様性地域戦略を策定する自治体も増えている。そのような中、企業の敷地は、生物がすんだり移動したりするための場所として、地域の生物多様性の保全に貢献することが期待されている。

生物多様性に配慮した敷地管理として、敷地内の侵略的外来種(Ⅳ-3 参照)や地域で問題となっている外来種を排除することが必要である。その上で、可能であれば、敷地内の緑化にその地域に生息する在来の樹種を用いたり、雨水は下水に流さずにできる限り敷地内に浸透させることが望まれる。敷地内に広い緑地がある事業所では、緑地の立体構造(\*)に配慮したり水場を設けるなど、より積極的な取組みを行うことで多くの生物が生息できる場所を造り、地域の生物多様性に大きく貢献できる。いずれの場合においても、地域の専門家や自治体と協働することで、効果的な取組みを行うことができる。

新規に事業所を開発する場合は、開発によるその地域の生態系に対する影響を評価し、その影響を最小限にする。

\* 高木(成木で3メートル以上。15メートル以上が望ましい)、低木(おおむね3メートル未満)、および草草が混在した階層的な構造。

日本の主な関連法令: 外来生物法、生物多様性地域連携促進法、環境影響評価法、各自治体の生物多様性地域戦略など

### (Ⅲ－14)水の効率的な利用

#### 水を効率的に利用し、事業所周辺の住民の生活及び生態系に配慮する

人口の増加、都市化、気候変動などの影響により、世界では私たち一人ひとりが使うことができる水の量が減少している。そのため、今のまま水を使用し続けると、近い将来、必要な水を安定して確保できなくなるおそれがある。また、過剰な水の利用は、周辺の人々や生物が利用する水を奪うことにつながり、人々の生活や生態系に悪影響を与える可能性がある。このような事態を回避するための取組みとして、水利用に関する将来的なリスクの評価（\*）、取水量の把握（\*）、取水量の削減、水の循環利用、雨水の有効利用などが挙げられる。また、必要な場合には、使用する水の水源地の生態系を保全することで地下水を涵養することも考えられる。

\* 水利用に関する将来的なリスクの評価：水不足によるリスクを適切に管理するためには、現在だけでなく、将来的（10 年程度）にも、工場で利用する水が不足することがないかを確認する必要がある。リスクを確認するためのツールには、例えば World Resources Institute が公開している“AQUEDUCT”がある。

AQUEDUCT ホームページ：<http://www.wri.org/our-work/project/aqueduct>

\* 取水量の把握：取水量は取水源（上水、地下水、河川、湖沼など）ごとに把握する必要がある。特に、地下水、河川、湖沼などの公共水域から取水する場合は、取水によって他の水利用者や周辺生態系に影響を与えることがないようにしなければならない。

## IV 公正取引・倫理

### (IV-1) 汚職・賄賂などの禁止

**政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わない**

贈賄とは、公務員およびそれに準じる者（以下公務員等という）に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の利益や便宜の供与を行うことをいう。

また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を越えた接待・贈答を行うことも含む。

違法な政治献金とは、例えば、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の何らかの見返りを求める政治献金を行うことや、正規の手続きを踏まない政治献金を行うことをいう。

日本の主な関係法令：刑法(贈賄)、政治資金規正法、公職選挙法、政党助成法など

### (IV-2) 優越的地位の濫用の禁止

**優越的地位を濫用することにより、サプライヤーに不利益を与える行為を行わない**

優越的地位の濫用とは、取引上の強い地位を利用して委託者や仕入先に対し、取引条件を一方向的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことをいう。

調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、優越的地位を濫用するような行為を行わない。優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守する。

日本の主な関係法令：独占禁止法、下請法など

### (IV-3) 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダー(利害関係者)との関係において不適切な利益の供与や受領を行わない

不適切な利益供与や利益授受とは、以下のようなものをいう

法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金などを顧客に提供あるいは顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような、**賄賂性**のある行為。

社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える**反社会的勢力**(犯罪組織やテロ組織など)に不適切な利益を供与する行為。

顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式などの売買を行なう**インサイダー取引**。

日本の主な関係法令 : 刑法、会社法、金融商品取引法、景品表示法など

### (IV-4) 競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない

競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域などについて申し合わせを行うこと(カルテル)や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと(入札談合)などをいう。

また、他社の営業秘密を違法な方法で入手・利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行うなどは、**不正競争行為**である。

日本の主な関係法令 : 刑法(談合禁止)、独占禁止法、不正競争防止法など

## (IV-5) 正確な製品・サービス情報の提供

### 消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する

正確な情報とは、例えば次のようなことをいう。

- ・ 製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法が正確であること。
- ・ 製品に使用されている部材・部品の含有物質等の情報が正確であること。
- ・ 製品やサービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の中傷誹謗、権利侵害等の内容を含まないこと。

日本の主な関係法令：景品表示法、消費生活用製品安全法など

## (IV-6) 知的財産の尊重

### 他者の知的財産権を侵害しない

知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等をいう。

製品、サービスの開発・生産・販売・提供などを行う場合は、第三者の知的財産の事前調査を十分行う。正当な理由のある場合を除き、第三者の知的財産の無断利用は知的財産権の侵害にあたる。

また、コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等も知的財産権の侵害にあたる。

第三者の営業秘密を違法な手段で入手・使用することも同様に知的財産権の侵害にあたる。

日本の主な関係法令：知的財産基本法、著作権法、商標権法など

## (IV-7)適切な輸出管理

**法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行う**

法令等で規制される技術や物品とは、国際合意等（ワッセナー・アレンジメント(\*9)等）に基づく法規などで輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等である

なお、輸出に関しては監督官庁等の許可取得等の手続きが必要な場合がある。

日本の主な関係法令：外国為替及び外国貿易法など

\*9 ワッセナー・アレンジメント：正式名称は『通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント(The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies)』。  
通常兵器の輸出管理に関する国際的な申し合わせのひとつ。

## (IV-8)情報公開

**法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行う**

ステークホルダーに情報提供・開示すべき内容とは、事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報（例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚）等を指す。

なお、重大なリスク情報については都度公開するとともに顧客に発信することも積極的な情報提供の一例である。

日本の主な関係法令：会社法、金融商品取引法など

## (IV-9)不正行為の予防・早期発見

**不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整える**

不正行為を予防するための活動とは、従業員への教育、啓発を行うとともに、風通しの良い職場風土を作ることである。

不正行為の早期発見対応のための制度とは、例えば次のようなものをいう。  
社内や社外に不正行為に関する通報窓口を設置し、経営者が不正行為を早期に発見できるように努める。また、通報者の秘密を守り、適切に保護することに努める。不正行為には迅速に対処し、対応結果を適宜、通報者へフィードバックする。

日本の主な関係法令：公益通報者保護法など

## (IV-10) 紛争鉱物への対応

### 人権等の社会問題を引き起こす原因となりうる紛争鉱物を購入しない

近年、コンゴ民主共和国及びその隣接国で採掘される鉱物資源が、人権侵害等を引き起こしている武装勢力の資金源となっていることが懸念されており、国際的に大きな問題となっている。先進諸国においては、上記鉱物資源を市場から排除しようとする試みが開始されており、2010年7月に制定された米国金融規制改革法では、米国上場企業に「自社製品で使用される**紛争鉱物**（コロンバイト・タンタライト、錫石、金、鉄マンガン重石、その他国務長官が武装勢力の資金源となると認めた鉱物、およびその派生物）が上記地域で産出されたか否かを年次で開示し、紛争鉱物が上記地域で産出されたものである場合は、当該紛争鉱物に関するデュー・ディリジェンスの結果等を記載した報告書を提出する」ことを義務付けている。

## V 品質・安全性

### (V-1) 品質マネジメントシステム

#### 品質マネジメントシステムを構築し、また運用する

品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。

#### 主な品質マネジメントシステム

- ・ ISO9000 ファミリー
- ・ ISO/TS16949
- ・ ISO13485

### (V-2) 製品安全性の確保

#### 自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足する

製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する。また、製品安全性に関しては法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮する。

製品安全性に関わる法令等として、日本国内の場合には電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法などが挙げられる。安全基準は法令の細則等や JIS 等で定められている。また、海外の安全規格として UL(\*10)、BSI(\*11)、CSA(\*12)等がある。

製品安全性の確保には、トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴）などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含む。

\*10 UL : 1984年アメリカ合衆国デラウェア州法によって、非営利団体として設立されたアメリカ保険業者安全試験所である。世の中にある材料や製品、機器、システムが人々に危険を与えるか調査、研究、試験を行い、安全性を判断する為作成したもの。規格に適合した機器には、その旨ラベルで表示をしたり、証明書の発行を行なっている。

\*11 BSI : 1901年に英国の貿易産業省の支援を受けて設立された、世界で最も歴史のある国家規格協会である。ビジネスや社会のニーズを満たす規格開発を行っており、これまで品質マネジメント規格 (ISO9001)、環境マネジメント規格 (IS14001)などのベースとなった規格を作成した実績があり、この規格の95%が国際規格の原案として採用されている。

\*12 CSA: 1919年自治領会社法にもとづき非営利、非政府機関として設立された団体である。規格類の作成とともに申請された電気機器、石油燃焼機器について CSA の関係法規および規格に合致しているか調査・試験を行い合格した場合には CSA ラベルまたは合格ラベルの貼り付けを認可するなどの認定業務を行なっている。



## VI 情報セキュリティ

### (VI-1) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理する

コンピュータ・ネットワーク上の脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、コンピュータワーム(\*13)、スパイウェア(\*14)などを指す。

インターネットに接続されたパソコンがコンピュータウイルス等に感染した場合、当該パソコンに保存されている顧客情報、機密情報が流出するおそれがあり、また他社のコンピュータを攻撃するなどにより、業務停滞や信用失墜などの重大な損失を招くことがある。

従って、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対して、社内外に影響を与えないための対策を講じることが重要である。

日本の主な関係法令：個人情報保護法、不正アクセス禁止法、電子署名法など

\*13 コンピュータワーム：通常のコンピュータウイルスとは異なり、感染の対象となるファイルを必要とせずに、自力でネットワークを経由して、パソコンの間を移動し、他のパソコンに感染していくウイルスのこと。

\*14 スパイウェア：他人のコンピュータに入り込んでそのユーザーの個人情報を潜入調査し、その結果を第三者に転送するプログラムのことを指す。

### (VI-2) 個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護する

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

適切な管理とは、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。

また適切な保護とは、個人情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

日本の主な関係法令：個人情報保護法など

### (VI-3)顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

#### 顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する

機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等（電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む）により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指す。

適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。

また適切な保護とは、機密情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

日本の主な関係法令：不正競争防止法、個人情報保護法、不正アクセス禁止法など

## Ⅶ BCP(事業継続計画)

### (Ⅶ－1)BCP への取り組み

#### BCP を策定し、対策を実施する

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することが望まれている。また、事業継続は企業自らにとっても、重要業務中断に伴う顧客の他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るために重要となる。この事業継続を追求する計画を「BCP : Business Continuity Plan」(事業継続計画)と呼び、バックアップの確保や、早期に復旧する手順の作成等が求められる。

参照資料：内閣府 事業継続ガイドライン 第二版

## VIII 社会貢献

### (VIII-1) 社会・地域への貢献

#### 国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動とは、企業の経営資源を活用したコミュニティ(\*15)への支援活動をいい、一般的には次のような取組みをいう。

- ・ 本来の業務や技術などを活用した社会貢献
- ・ 施設や人材などを活用した非金銭的な社会貢献
- ・ 金銭的寄付による社会貢献

具体的には、災害時における地域との連携、従業員ボランティア、NPO/NGO(\*16)などの活動支援、寄付活動、各種情報発信・紹介などの例を挙げることができる。各企業が実施可能な活動範囲を決め、積極的な社会貢献に取り組む。

\*15 コミュニティ :基礎社会、地域組織、共同体、地域社会 利害関係に基づいて人為的に作られた社会

\*16 NPO/NGO :NonProfit Organization(非営利組織)/NonGovernmental Organization(非政府組織)

## IX 貴社のお取引先様への展開

### (IX-1) CSR調達サプライチェーン全体への展開

CSR調達を調達企業が調達先に求め、その調達先が次の調達先に求め…、という連鎖構造を作り、サプライチェーン全体へ展開する。

各企業が直接の調達先に対してCSRの確実な実行を求めることにより、サプライチェーン全体にI～VIIに記載した活動の展開を図り大きな効果を生み出す。

そのために、一般的には次のような取組みを行う。

- ・ 調達先にCSR調達の方針を伝える
- ・ 調達先がCSR活動を確実に行っていることを確認できる仕組みを作る

以 上

## 【改訂履歴】

### ■ 平成 28 年 1 月 1 日

1. “購買基本方針”、“京セラグループの CSR” ページの追加
2. 以下の「CSR 項目」の追加
  - 『IV. 生物多様性の保全』
  - 『V. 公正取引・倫理』の小項目『10. 紛争鉱物への対応』
  - 『VIII. BCP(事業継続計画)』
3. 1、2に伴う項目番号の変更